

# 第53回 P T A総会

令和8年度 資料

日時 令和8年5月1日（金）  
オンライン書面決議



三郷市立栄中学校 P T A

## 議 事

- (1) 令和7年度 事業報告
- (2) 令和7年度 会計報告及び監査報告
- (3) 退任役員紹介
- (4) 新任役員案
- (5) 令和8年度 事業計画案
- (6) 令和8年度 会計予算案及び特別会計予算案
- (7) P T A会則・細則
- (8) 組織図

令和7年度 事業報告

【総務委員会】

月	日	事業内容
4	8	入学式 1学年役員選出
	16	2学年保護者会(役員選出) 3学年保護者会(役員選出)
	18	学校開放会議
	22	総務会
	5	1 PTA総会(オンライン書面決議) 7 第1回理事会 10 三郷市PTA連合会 新旧理事会・会長会 12 業者による除草作業立ち会い(~17日) 19 みさとスポーツフェスティバル2025 第1回実行委員会 21 猪俣商店様と資源回収立ち会い 24 体育祭来賓接待 27 PTA会費集金
6	14	三郷市PTA連合会 総会
	21	枯れ木伐採・東門前U字溝清掃立ち会い
	23	体育館裏除草・U字溝清掃立ち会い(~26日)
	24	総務会
	28	三郷市PTA連合会 会長会
7	11	学校開放会議
	15	第2回理事会(書面開催) PTA会議室・倉庫整理
	16	みさとスポーツフェスティバル2025 第2回実行委員会
9	2	三郷市PTA連合会 理事会・会長会
	6	育成会・懇談会・学校公開受付
	9	第3回理事会
10	3	次年度の育成会の在り方についての説明会
	23	PTA会議室整理
	31	合唱コンクール駐輪場整備など
11	6	PTA会議室整理
	11	学校開放会議
	26	令和7年度東部地区地域学校協働活動 実践発表会
12	2	第4回理事会(書面開催)
	6	三郷市PTA連合会 研究大会
	13	資源回収、除草作業
1	16	学校運営協議会・学校関係者評価委員会
	24	家庭教育講習会
2	3	総務会 第5回理事会
	17	新入生入学説明会
3	3	三郷市PTA連合会 理事会・会長会
	4	総務・新旧顔合わせ
	13	卒業証書授与式
	25	会計監査

月	日	事業内容
4	2	三郷市PTA連合会 第1回本部役員会
	8	入学式
	10	学校開放会議
5	1	PTA総会(オンライン書面決議)

【学年委員会】

■ 1 学年

月	日	事業内容
5	7	第1回理事会
	27	PTA会費集金
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
2	3	第5回理事会

■ 2 学年

月	日	業内容
5	7	第1回理事会
	27	PTA会費集金
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
2	3	第5回理事会

■ 3 学年

月	日	業内容
5	7	第1回理事会
	27	PTA会費集金
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
2	3	第5回理事会

### 【校外委員会】

月	日	事業内容
5	7	第1回理事会
	10	資源回収・除草作業→雨天延期
	17	資源回収・除草作業→雨天中止
	24	体育祭パトロール
6	18	交通校外委員会
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	6	育成会・懇談会
	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
	6	三郷市PTA連合会 研究大会
	13	資源回収、除草作業
2	3	第5回理事会

### 【成人教育委員会】

月	日	事業内容
5	7	第1回理事会
	29	成人教育委員会
7	15	第2回理事会(書面開催)
	28	東部地区人権教育実践報告会
9	6	人権教育学級
	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
	4	第1回人権セミナー
	5	第2回人権セミナー
	6	三郷市PTA連合会 研究大会
	25	第3回人権セミナー
	26	第4回人権セミナー
1	24	家庭教育講習会
2	3	第5回理事会
	4	人権教育研究会

### 【保健体育委員会】

月	日	事業内容
5	7	第1回理事会
	24	体育祭駐車場整備、来賓駐車場案内
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	6	育成会・懇談会
	9	第3回理事会
12	2	第4回理事会(書面開催)
	4	薬物乱用防止教室
	6	三郷市PTA連合会 研究大会
2	3	第5回理事会

### 【広報委員会】

月	日	事業内容
5	7	第1回理事会
		第1回広報委員会
	24	体育祭撮影
7	15	第2回理事会(書面開催)
9	9	第3回理事会
10	8	職業体験(2年生)撮影(~10日)
	31	合唱コンクール撮影
12	2	第4回理事会(書面開催)
	6	三郷市PTA連合会 研究大会
2	3	第5回理事会

## 令和7年度一般会計報告

### 1 収入の部

項目	7年度予算額	7年度決算額	増減	付記
繰越金	3,627,699	3,627,699	0	
会費	1,627,200	1,144,800	△ 482,400	(300円×12ヶ月) 289世帯、教職員30名、転出入含む
預金利子・その他	0	5,379	5,379	
市助成金	8,500	8,500	0	成人教育委員会、家庭教育学級費へ計上
PTA賠償責任補償	113,452	0	△ 113,452	学校集金分(226円×502名)
合計	5,376,851	4,786,378	△ 590,473	

### 2 支出の部

款	項	7年度予算額	7年度決算額	残金	付記
総務委員会	総会費	90,000	30,000	60,000	転出教職員の餞別
	会議費	100,000	0	100,000	
	事務費	200,000	68,756	131,244	コピー紙、インク代、封筒、ファイル、冊子
	通信費	0	1,840	△ 1,840	郵送料
	PTA賠償責任補償	120,000	146,803	△ 26,803	PTA賠償責任補償加入負担金
	P連会費	20,080	33,330	△ 13,250	市P連会費、手数料
	慶弔費	100,000	50,000	50,000	祝金、慶弔金
学年委員会	会議費	15,000	0	15,000	
成人教育委員会	家庭教育学級費	28,500	0	28,500	
広報委員会	印刷代	250,000	134,880	115,120	広報「さかえ」印刷代(1回分)、手数料
	活動費	10,000	1,320	8,680	封筒、マジックペン
保健体育委員会	スポーツ大会費	55,000	0	55,000	
校外委員会	地区校外会議費	20,000	3,856	16,144	クリアホルダー、コピー代、打ち合わせ等
学校助成金	行事諸活動費	700,000	491,320	208,680	学校行事補助、生徒の部活動等にかかる費用補助
	AED維持費	80,000	70,840	9,160	月々5,300円×12+消費税+振込手数料
修学助成金	生徒諸活動費	200,000	0	200,000	生徒活動費補助
	男子ソフト部	10,000	0	10,000	
サークル活動費	女子ソフト部	10,000	0	10,000	
	女子バレー部	15,000	13,820	1,180	サークル活動補助
保護者ボランティア	活動費	30,000	0	30,000	
通信費	メール配信費	40,000	0	40,000	
交通費		0	2,346	△ 2,346	地域学校協働活動実践発表会交通費
予備費		3,283,271	752,580	2,530,691	除草作業、合唱祭トロフィー、フォトスポット幕
合計		5,376,851	1,801,691	3,575,160	

### 3 収支の部

	収入	支出	差引残高
合計	4,786,378	1,801,691	2,984,687

差引残高 2,984,687円は令和8年度へ繰り越します

上記の通り報告いたします

令和8年 3月25日

三郷市立栄中学校

PTA会長

神谷 功

同

常任理事

須賀 一永

同

会計

大野 麻美

塩原 新一郎

森 由紀

阿部 綾華

会計帳簿、証拠書類を照合し監査の結果 上記の通り相違ないことを報告いたします

令和8年 3月25日

会計監査

戸田 大輔

辻 潤子

大久保 真弓

## 令和7年度特別会計報告

### 1 収入の部

項目	7年度予算額	7年度決算額	増減	付記
繰越金	641,757	641,757	0	
資源回収収益金	100,000	31,150	△ 68,850	新聞紙、雑誌、段ボール
利息	0	922	922	
合計	741,757	673,829	△ 67,928	

### 2 支出の部

項目	7年度予算額	7年度決算額	残金	付記
環境整備費	150,000	0	150,000	
学校備品・設備補助費	100,000	0	100,000	
積立金	150,000	150,000	0	記念行事への積立
雑費	50,000	3,792	46,208	資源回収準備
学校応援団補助費	50,000	0	50,000	
図書費	50,000	0	50,000	
予備費	191,757	0	191,757	
合計	741,757	153,792	587,965	

### 3 収支の部

収入合計	支出合計	差引残高
673,829	153,792	520,037

差引残高 520,037円は、令和8年度へ繰越します

上記の通り報告いたします

令和8年 3月25日

三郷市立栄中学校

同

同

PTA会長

常任理事

会計

神谷 功

須賀 一永

大野 麻美

塩原 新一郎

森 由紀

阿部 綾華

会計帳簿、証拠書類を照らし監査の結果 上記の通り相違ないことを報告いたします

令和8年 3月25日

会計監査

戸田 大輔

辻 潤子

大久保 真弓

令和8年度 退任役員（理事）

《 総務委員会 》	
役 職	氏 名
会長	—
会長補佐	—
副会長	渡辺 鮎美
副会長	大浦 茜
会計	大野 麻美
会計	森 由紀
書記	牧野 千尋
書記	山口 奈央子
幹事	小熊 理恵
幹事	木内 みさき

《 顧 問 》	
大久保 真弓	
辻 潤子	

《 会 計 監 査 》	
大久保 真弓	
辻 潤子	

《 学 年 委 員 会 》		
	役 職	氏 名
1 学 年	委員長	小川 翠
	副委員長	川端 三紀恵
	副委員長	田熊 リナ
	副委員長	町田 美奈
	副委員長	木村 美由
2 学 年	委員長	中村 涼子
	副委員長	塩川 舞子
	副委員長	—
3 学 年	委員長	沖原 優子
	副委員長	五十嵐 恵理子
	副委員長	松本 宏美
	副委員長	—

《 専 門 委 員 会 》		
	役 職	氏 名
成 人	委員長	—
	副委員長	池上 グレイシー
保 体	委員長	三木 美晴
	副委員長	岡田 真紀
広 報	委員長	森 英明
	副委員長	小野塚 ユカ
校 外	委員長	前田 愛佑子
	副委員長	工藤 有希
	副委員長	田崎 彬子
	副委員長	堀 彩

《 地 区 理 事 》

町 会 名	氏 名	町 会 名	氏 名	町 会 名	氏 名
戸ヶ崎A 長	赤城 美穂	栄3・4 長	新海 幸恵	谷中 長	平野 早紀
	副 中村 京子		副 是永 香		副 大石 千穂
戸ヶ崎B 長	小山 ゆか	谷口南 長	伊藤 智恵	副 副	新井 恵子
	副 若山 陽子		副 加藤 美歩		倉持 諭子
栄1・2 長	長谷川 紀子	谷口西 長	川島 雅美	新和2 長	村田 幸子
	副 野口 美智子		副 直井 幸恵		市助 副
		新和1 長	植田 千恵	新和3・4 長	高尾 百合恵
			副 須田 静		副

令和8年度 新任役員（案）

《顧問》《会計監査》
戸田 大輔
渡辺 鮎美
大浦 茜

《常任理事》
須賀 一永教頭先生

《総務委員会》					
役職	氏名	クラス	役職	氏名	クラス
会長	神谷 功一	1-3			
副会長	播摩 寿子	2-5	副会長	神谷 友葉	1-3
副会長	飯山 めぐみ	2-5	副会長	小山内 梨沙	1-1
会計	塩原 新一郎	1-2	会計	旭 光子	1-4
会計	阿部 綾華	2-3	会計	涌嶋 貴子	1-6
書記	新井 智子	2-5	書記	三上 利絵	1-3
書記	岩佐 正則	1-2, 2-2	書記	伊藤 いづみ	1-3
幹事	佐々木 美代	2-1			
幹事	中原 真美	2-4			

※各学年・クラス委員・専門委員会については休止となります。

令和8年度 事業計画（案）

【総務委員会】

月	日	事業内容	月	日	事業内容
4	8	入学式 1学年保護者会 近隣小学校入学式	11	未定	資源回収(学校分)
	10	学校開放会議	10		学校開放会議
	15	全校保護者会	11		三郷市PTA連合会 研究大会(準備会)②
5	1	PTA総会(オンライン書面決議)	12	5	三郷市PTA連合会 研究大会
	8	第1回理事会	未定		学校保健委員会
	9	資源回収・除草作業(予備日5/16)	1	16	家庭教育講演会
	12	三郷市PTA連合会 第1回理事会・会長会	2	5	第3回理事会
	21	成人教育委員会	17		入学説明会
6	29	体育祭(予備日6/2)	未定		三郷市人権教育実践報告会
	9	交通校外委員会	3	15	卒業証書授与式
	25	三郷市PTA連合会 定期総会・懇話会	24		近隣小学校卒業式
7	未定	PTA会費集金(口座引落とし)	未定		会計精算業務
	1	三郷市PTA連合会 研究大会(準備会)①	未定		会計監査
9	7	学校開放会議	【令和9年度 予定】		
	未定	地域学校保健委員会	4		入学式
10	11	第2回理事会			近隣小学校入学式
	12	学校公開			全校保護者会
	30	三郷市PTA連合会 第2回理事会・会長会	5		PTA総会(オンライン書面決議)
10	30	合唱コンクール			新旧理事会

## 令和8年度 一般会計予算(案)

### 1 収入の部

項目	7年度予算額	8年度予算額	増減	付記
繰越金	3,627,699	2,984,687	△ 643,012	
会費	1,627,200	990,000	△ 637,200	(250円×12か月)300世帯、教職員30名
積金利子	0	3,000	3,000	
市助成金	8,500	8,500	0	成人教育委員会市助成金
PTA賠償責任補償	113,452	0	△ 113,452	
合計	5,376,851	3,986,187	△ 1,390,664	

### 2 支出の部

款	項	7年度予算額	8年度予算額	増減	付記
総務委員会	総会費	90,000	90,000	0	転出教職員の饗別
	会議費	100,000	50,000	△ 50,000	三郷市PTA連合会歓迎会参加負担金、総会準備等
	事務費	200,000	200,000	0	事務にかかると費用
	通信費	0	100,000	100,000	郵送料(各町会等への郵送)
	PTA賠償責任補償	120,000	150,000	30,000	PTA賠償責任補償加入負担金
	三郷市PTA連合会会費	20,080	21,440	1,360	三郷市PTA連合会会費(40円×536名)、手数料
	慶弔費	100,000	100,000	0	各種祝金、見舞金、香典料等
	広報印刷代	0	50,000	50,000	栄中PTA(便り) A3両面、2つ折り 600部(10,000円)印刷代等
	スポーツ大会費	0	55,000	55,000	中学校大会、市P連大会選手弁当代
	活動事業費	0	20,000	20,000	案内板印刷等
学年委員会	会議費	15,000	0	△ 15,000	【活動休止】活動にかかると費用
成人教育委員会	家庭教育学級費	28,500	0	△ 28,500	【活動休止】総務委員会に移行
広報委員会	印刷代	250,000	0	△ 250,000	【活動休止】総務委員会に移行
	活動費	10,000	0	△ 10,000	【活動休止】画像の記録媒体等
保健体育委員会	スポーツ大会費	55,000	0	△ 55,000	【活動休止】総務委員会に移行
校外委員会	地区校外会議費	20,000	0	△ 20,000	【活動休止】施設使用料、打ち合わせ等
学校助成金	行事諸活動費	700,000	800,000	100,000	学校行事補助、生徒の部活動等にかかると費用補助
	AED維持費	80,000	80,000	0	月々5,830円×12、手数料
修学助成金	生徒諸活動費	200,000	200,000	0	生徒活動費補助
サークル活動費	男子ソフト部	10,000	0	△ 10,000	活動にかかると費用補助
	女子ソフト部	10,000	0	△ 10,000	活動にかかると費用補助
	女子バレー部	15,000	15,000	0	活動にかかると費用補助、学校施設利用料
保護者ボランティア活動	活動費	30,000	30,000	0	活動にかかると費用補助
通信費	メール配信費	40,000	0	△ 40,000	メール配信料
予備費		3,283,271	2,024,747	△ 1,258,524	繰越金、除草費用等
合計		5,376,851	3,986,187	△ 1,390,664	

令和8年5月1日

上記の通り提案いたします。

## 令和8年度 特別会計予算(案)

### 1 収入の部

項目	7年度予算額	8年度予算額	増減	付記
繰越金	641,757	520,037	△ 121,720	
資源回収、収益金	100,000	50,000	△ 50,000	新聞紙、雑誌、段ボール
預金利子	0	900	900	
合計	741,757	570,937	△ 49,100	

### 2 支出の部

項目	7年度予算額	8年度予算額	増減	付記
環境整備費	150,000	150,000	0	修繕費、アダプト緑化活動費等
学校備品・設備補助費	100,000	100,000	0	生徒育成にかかる費用補助
積立金	150,000	150,000	0	記念行事への積立
雑費	50,000	5,000	△ 45,000	資源回収準備、PTA備品等、硬貨手数料
学校応援団補助費	50,000	50,000	0	学校応援団活動への補助
図書費	50,000	50,000	0	学校図書補助
予備費	191,757	65,937	△ 125,820	繰越金等
合計	741,757	570,937	△ 170,820	

令和8年5月1日

上記の通り提案いたします。

## 三郷市立栄中学校PTA会則・一部改訂(案)

社会情勢の変化及び現状のPTA組織に沿った会則が必要と考え一部改訂の提案をいたします。

現在の会則	改定後の会則
<b>第5章 会計</b>	<b>第5章 会計</b>
<p>第9条 本会の会員は会費を納めるものとし、会費は、一世帯につき年間3600円とする。(但し、中途の場合1か月300円で計算し返金する。また中途転入の場合も1か月300円で計算し集金する。</p>	<p>第9条 本会の会員は会費を納めるものとし、会費は、一世帯につき年間3000円とする。(但し、中途の場合1か月250円で計算し返金する。また中途転入の場合も1か月250円で計算し集金する。</p>
<b>第6章 役員</b>	<b>第6章 役員</b>
<p>第13条 本会の役員は次のとおりとする。                      会長 1名 副会長 複数名                      常任理事 若干名(学校側)                      会計 P2名以上 T1名                      書記 2名以上                      幹事 2名以上                      地区理事 各町会2名以上                      理事 若干名(各委員会正副委員長) クラス委員(各クラス5名以上 理事を除く)</p>	<p>第13条 本会の役員は次のとおりとする。                      会長 1名 副会長 複数名                      常任理事 若干名(学校側)                      会計 P2名以上 T1名                      書記 2名以上                      幹事 2名以上                      必要に応じて下記、理事をおくことができる。                      地区理事 各町会2名以上                      理事 若干名(各委員会正副委員長)                      クラス委員(各クラス5名以上 理事を除く)</p>
<p>第14条 役員は次のとおりとする。                      1.会長・副会長の選出は、11月に常任理事・各委員会による選考委員会の構成及び候補の受付をし、又は、会員中より推薦を行い理事会にはかり総会の承認を得て決定する。                      2.常任理事は学校側より選出し、理事会の承認を得て総会に報告する。                      3.総務委員及び校外委員会は前1項による選考委員会が会員中より選任し、理事会の承認を得て総会に報告する。                      4.地区理事は各町会2名以上を会員中より互選し理事会の承認を得る。                      5.各委員会の委員長及び委員の選出方法については、細則に定める。但し、委員長及び副委員長、地区理事は、兼任できない。</p>	<p>第14条 必要に応じて役員は次のとおりとする。                      1.会長・副会長の選出は、11月に常任理事・各委員会による選考委員会の構成及び候補の受付をし、又は、会員中より推薦を行い理事会にはかり総会の承認を得て決定する。                      2.常任理事は学校側より選出し、理事会の承認を得て総会に報告する。                      3.総務委員及び校外委員会は前1項による選考委員会が会員中より選任し、理事会の承認を得て総会に報告する。                      4.地区理事は各町会2名以上を会員中より互選し理事会の承認を得る。                      5.各委員会の委員長及び委員の選出方法については、細則に定める。但し、委員長及び副委員長、地区理事は、兼任できない。</p>
<b>第7章 会議</b>	<b>第7章 会議</b>
<p>第18条 この会を円滑に運営するために次の会議をもつ。                      1. 総会 2. 理事会 3. 学年委員会                      4. 専門委員会 5. 特別委員会</p>	<p>第18条 この会を円滑に運営するために次の会議を必要に応じてもつ。                      1. 総会 2. 理事会 3. 学年委員会                      4. 専門委員会 5. 特別委員会</p>
<p>第24条 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長・副会長・校長・常任理事・理事・書記・会計・幹事・各委員会委員長によって構成され、必要事項を審議決定する。                      1.理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。                      2.理事会は、書面または電磁的方法による議決を行うことができるものとする。</p>	<p>第24条 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長・副会長・校長・常任理事・理事・書記・会計・幹事・各委員会委員長(必要に応じて委員会が発足した場合)によって構成され、必要事項を審議決定する。                      1.理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。                      2.理事会は、書面または電磁的方法による議決を行うことができるものとする。</p>

# 三郷市立栄中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は三郷市立栄中学校PTAと称し、事務局を栄中学校におく。  
住所：埼玉県三郷市栄4丁目325  
(昭和49年5月1日 栄中学校PTA設立)

## 第2章 目的

- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり研鑽をかさねて、より教養をたかめ、保護者と教職員が協力して家庭・学校ならびに社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

## 第3章 方針及び活動

- 第3条 本会は教育を本旨とし前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。
1. 会の円滑な運営を図り、あわせて会員の意識向上を目指し、各種研修会及び講習会を行う。
  2. 家庭と学級との緊密な連絡を保ち生徒の健全育成に努める。
  3. 生徒のための良好な環境の維持保全につとめ福祉の増進を図る。
  4. 公教育の充実と学校行事への協力を努める。
  5. 生徒福祉のために活動する他団体及び機関に協力する。
  6. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また私的な営利を目的とする行為は行わない。
  7. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第4章 会員

- 第4条 (資格) 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に在籍する教職員とする。  
第5条 本会の会員はより良い会員となるように努め、全て平等の義務と権利を有する。  
第6条 教職員は各委員会に所属し活動に協力する。  
第7条 本会は三郷市PTA連合会に加盟する。

## 第5章 会計

- 第8条 本会の活動にかかわる経費は、会費その他の収入によって賄われる。  
第9条 本会の会員は会費を納めるものとし、会費は、一世帯につき年間3000円とする。  
(但し、中途の場合1か月250円で計算し返金する。また中途転入の場合も1か月250円で計算し集金する。  
第10条 本会の会計は総会に於いて決議された予算に基づいて行われる。  
第11条 本会の決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。  
第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 役員

- 第13条 本会の役員は次のとおりとする。  
会長 1名 副会長 複数名 常任理事 若干名 (学校側)  
会計 P 2名以上 T 1名 書記 2名以上 幹事 2名以上  
必要に応じて下記、理事をおくことができる。  
地区理事 各町会 2名以上 理事 若干名 (各委員会正副委員長)  
クラス委員 (各クラス 5名以上 理事を除く)
- 第14条 必要に応じて役員を選出は次のとおりとする。
1. 会長・副会長の選出は、11月に常任理事・各委員会による選考委員会の構成及び候補の受付をし、又は、会員中より推薦を行い理事会にはかり総会の承認を得て決定する。
  2. 常任理事は学校側より選出し、理事会の承認を得て総会に報告する。
  3. 総務委員及び校外委員会は前1項による選考委員会が会員中より選任し、理事会の承認を得て総会に報告する。
  4. 地区理事は各町会2名以上を会員中より互選し理事会の承認を得る。
  5. 各委員会の委員長及び委員の選出方法については、細則に定める。  
但し、委員長及び副委員長、地区理事は、兼任できない。
- 第15条 本会の運営や経理の監査について諮問に応ずる若干名の顧問と会計監査をおくことができる。顧問は会長が委嘱し総会において報告する。会計監査は会員に限らず役員経験者の中から会長が委嘱し総会において報告する。  
顧問は会長の諮問に応じて、指導助言、相談にあたる。会計監査は、会計を指導し帳簿を監査する。

- 第16条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。但し役員に欠員が生じたとき補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第17条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
  3. 常任理事は理事会に出席し、本会の運営に参画する。
  4. 書記は各会議に参加し本会の活動に関する事項を記録保管し、この会の事務を処理する。
  5. 会計は総会にて決定した予算に基づいて、この会の全ての会計事務を処理する。
  6. 幹事は本会の運営に参画し、審議及び歓送迎会、新年会等の各行事を主導する。
  7. 理事は本会の運営に参画し、審議及び決算事項の処理にあたり、校外指導委員となる。
  8. 会計監査は、会の運営及び会計を指導し帳簿を監査する。

## 第7章 会議

- 第18条 この会を円滑に運営するために次の会議を必要に応じてもつ。
- 第19条 1. 総会 2. 理事会 3. 学年委員会 4. 専門委員会 5. 特別委員会  
総会は最高の決議機関であり全会員をもって構成され、年1回会長が招集する。但し会員の3分の1以上の要求があった場合、または理事会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。議長はその都度会員の中から専任される。
- 第20条 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し会員の出席が必要と理事会が認めた時は集会形式とする。
- 第21条 総会は、全会員の過半数の議決書の提出または、出席があった場合に成立する。但し集会形式の場合は、委任状を認める。
- 第22条 総会の議事は、議決書の提出者または、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。
- 第23条 総会では、次の事項を審議、決定する。
1. 事業報告、決算報告及び事業計画、予算に関すること。
  2. 会則の制定または改正に関すること。
  3. 役員の承認及び選任に関すること。
  4. その他、会の運営に必要な事項。
- 第24条 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長・副会長・校長・常任理事・理事・書記・会計・幹事・各委員会委員長（必要に応じて委員会が発足した場合）によって構成され、必要事項を審議決定する。
1. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。
  2. 理事会は、書面または電磁的方法による議決を行うことができるものとする。
- 第25条 各委員会は第2条の目的達成のため、第3条の方針に基づき活動をする。運営に必要な事項については別に定める。
- 第26条 特別委員会は、会長が運営上必要と認めたとき、理事会の承認を得て設けることができる。但し委員長は会長が委嘱する。
- 第27条 会長が運営上必要と認めたとき、会長・副会長・会計・書記・幹事によって総務会を開くことができる。
- 第28条 本会の各会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 第29条 本則に定めない事項は細則に定める。

## 第8章 細則

- 第30条 細則の制定または改正は理事会の決議を経て総会に報告する。

## 第9章 付則

第31条	本会の会則は	平成 2年 5月12日	改 正
		平成 4年 5月 9日	一部改正
		平成 5年 5月15日	一部改正
		平成 6年 5月21日	一部改正
		平成 8年 5月18日	一部改正
		平成11年 4月 1日	一部改正
		平成17年 4月 4日	一部改正
		平成23年 4月15日	一部改正
		平成26年 4月25日	一部改正
		平成27年 5月 8日	一部改正
		平成28年 5月 2日	一部改正
		平成29年 5月 2日	一部改正
		令和 5年 5月 1日	一部改正
		令和 6年 5月 1日	一部改正
		令和 7年 5月 1日	一部改正
		令和 8年 5月 1日	一部改正

## 三郷市立栄中学校PTA細則 一部改訂(案)

社会情勢の変化及び現状のPTA組織に沿った細則が必要と考え一部改訂の提案をいたします。

### 細則

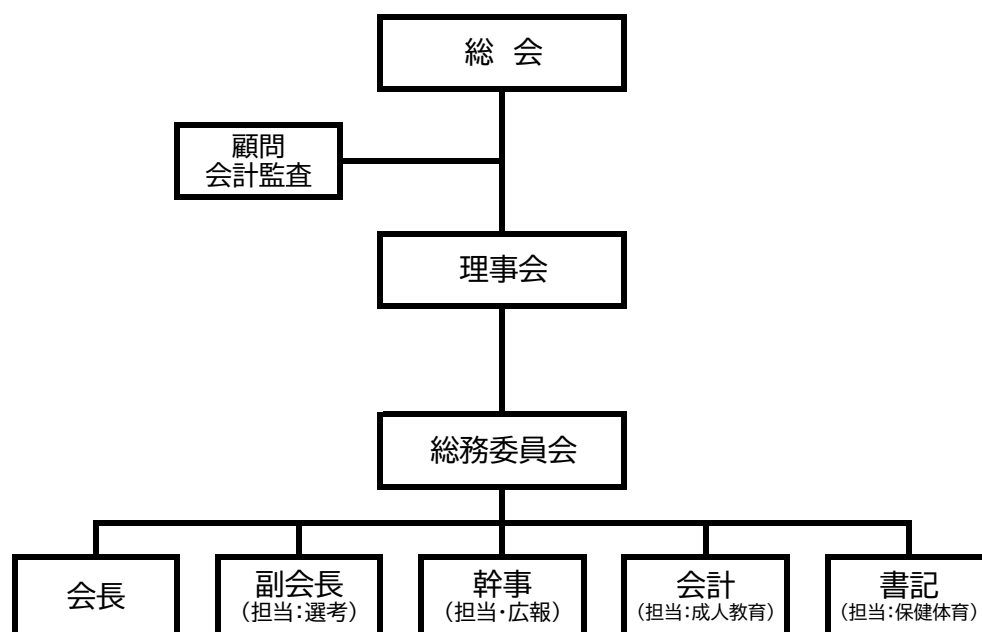
現在の細則	改定後の細則
<p>第2条 本会は会則第2条の目的達成のために次の委員会をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年委員会 (1学年・2学年・3学年)</li> <li>2. 広報委員会</li> <li>3. 成人教育委員会</li> <li>4. 校外指導委員会</li> <li>5. 保健体育委員会</li> </ol>	<p>第2条 本会は会則第2条の目的達成のために必要に応じて次の委員会をおくことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年委員会 (1学年・2学年・3学年)</li> <li>2. 広報委員会</li> <li>3. 成人教育委員会</li> <li>4. 校外指導委員会</li> <li>5. 保健体育委員会</li> </ol>
<p>第3条 学年委員会は学年ごとに各学級から委員2名以上を選出し、各学年委員会を構成する。</p>	<p>第3条 必要に応じて学年委員会は学年ごとに各学級から委員を選出し、各学年委員会を構成する。</p>
<p>第4条 各専門委員長、副委員長の選出は委員会ごとに予定者を推薦し、会長がこれを委嘱する。</p>	<p>第4条 必要に応じて各専門委員長、副委員長の選出は委員会ごとに予定者を推薦し、会長がこれを委嘱する。</p>

## 三郷市立栄中学校 P T A 細則

- 第 1 条 本会は会則第 3 条の方針及び活動を円滑に遂行するため、次のとおり定める。
- 第 2 条 本会は会則第 2 条の目的達成のために必要に応じて次の委員会をおくことができる。
1. 学年委員会（1 学年・2 学年・3 学年）      2. 広報委員会  
3. 成人委員会      4. 校外指導委員会      5. 保健体育委員会
- 第 3 条 必要に応じて学年委員会は学年ごとに各学級から委員を選出し、各学年委員会を構成する。
- 第 4 条 必要に応じて各専門委員長、副委員長の選出は委員会ごとに予定者を推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第 5 条 各委員会は次の方針に基づき活動する。
1. 学年委員会
    - (1) 学校及び家庭との密接な連絡をとり、保護者会・授業参観・各研修会等に協力し、保護者と教職員の相互理解をはかる。
    - (2) 生徒の進路に関する情報・資料を集め、保護者の進路に対する意識を高める。
  2. 広報委員会
    - (1) 会員の意識を高め、P T A 活動の理解を得るため、広報誌『さかえ』を年 2 回位発行する。
    - (2) 学校及び P T A の諸活動の取材等を通して、会員相互の情報の伝達、及び意見の交換等につとめる。
    - (3) P T A 連合会主催行事への参加・協力。
  3. 成人教育委員会  
公教育の理解と会員相互の知識及び教養を高めるため、次の事業を行う。
    - (1) 家庭教育学級の開催（同和教育、交通安全教育、その他）。
    - (2) 研修会の実施。
    - (3) コーラス部への在籍。
    - (4) P T A 連合会主催行事への参加・協力。
  4. 校外指導委員会  
P 連の校外指導委員会に参加するとともに、地域の実情をふまえて生徒の健全な校外生活を育成するための活動をする。
    - (1) 一声運動（あいさつ運動）。
    - (2) 指導パトロール。
    - (3) 資源回収への協力。
  5. 保健体育委員会  
会員の健康増進と親睦をはかるため、次の活動を行う。
    - (1) 運動部（バレーボール部・ソフトボール部、その他）の育成。
    - (2) P T A 連合会主催行事への参加・協力。
    - (3) 市民体育祭への参加・協力。
- 第 6 条 前第 2 条の各委員会は、次の行事などに参加・協力する。
1. 入学式 2. 栄中祭（体育祭・文化祭） 3. 校内整備 4. 卒業式 5. その他行事
- 第 7 条 各委員会には 1 名の担当教師が所属し相談役にあたる。

- 第8条 専門委員会はP連各専門委員会の構成メンバーとして、P連の専門部会の活動に参加する。
- 第9条 総会は1・2・3学年会員、教職員及び新旧役員によって構成する。
- 第10条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
1. (個人情報の定義) 本会における個人情報は、アンケート等、氏名、電話番号その他の記述により個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものも含む)をいう。
  2. (管理責任者) 本会における個人情報の管理責任者は会長とする。
  3. (取扱者) 本会における個人情報の取扱者は、役員及び活動に必要と認められた委員会のメンバーとする。
  4. (利用目的) 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
    - (1) 会費の集金・管理、文書(電磁的記録も含む)の送付、本会が主催する活動の参加者の管理・連絡
    - (2) 委員・役員及び会計監査の選出活動
  5. (管理) 管理者及び取扱者は、次に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。
    - (1) 紛失・破損その他の事故防止
    - (2) 改ざん・漏えいの防止
    - (3) 個人情報の正確性・最新性の維持
    - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
  6. (各種登録及びアンケート等の取扱) 取得した書類等はPTA会議室にて厳重に保管し持ち出しは原則禁止する。使用期間は当該生徒の在学期間とし、転出時または卒業時に役員が適正に廃棄する。
  7. (第三者への提供の制限) 個人情報はあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
  8. (漏えい時等の対応) 個人情報を漏えい等(紛失も含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告し、該当個人へ会長より報告する。
- 第11条 本会は次の1つに該当したときは、慶弔見舞いを行う。
1. 生徒及び生徒の両親のいずれか又は両親に代わる者のいずれかが死亡した時は10,000円の香典を供える。
  2. 生徒及び教職員が死亡した時は、10,000円の香典を供える。
  3. 教職員の父母又は配偶者及び子供が死亡した時は、10,000円の香典を供える。
  4. 生徒及び教職員が病気又は傷病により10日以上入院した時は、5,000円の見舞金を贈る。
  5. 教職員が結婚した時は、10,000円の祝金を贈る。
  6. 教職員及びその配偶者が出産した時は、10,000円の祝金を贈る。
  7. 教職員が退任した時、勤続年数5年未満は、5,000円 5年以上は10,000円  
校長・教頭には、10,000円の記念品又は餞別を贈る。
- 第12条 前条の他必要と認めた時は、役員会にはかり処理する。また緊急を要する時は会長が先決し、事後承諾することができる。
- 第13条 この慶弔見舞いに対する物的返礼は、一切行ってはならない。
- 付則 この細則は平成 3年 4月 1日より施行する。  
この細則は平成11年 4月 1日より施行する。  
この細則は令和 5年 5月 1日より施行する。  
この細則は令和 8年 5月 1日より施行する。

# 栄中学校PTA 組織図



令和8年度

# 三郷市PTA連合会 PTA会員傷害・賠償補償制度のご案内

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険+PTA賠償責任保険

## 本補償制度のあらまし

PTA活動の充実発展のためには、安心して活動に専念できる安全な備えが不可欠です。

三郷市PTA連合会は、PTA活動における安全意識の高揚を図るとともに、万一の事故に対して会員の連帯の気持ちを表すことを目的として、損害保険会社の普通傷害保険、PTA賠償責任保険を組み合わせて、本制度を運営しています。

保険契約者	三郷市PTA連合会
加入対象者	三郷市PTA連合会に所属する三郷市PTAの会員 ※「会員」とは、単位PTAごとに「単位PTA会員名簿」に記載されている方をいいます。
被保険者 (保険の補償を 受けられる方)	保護者会員、教師会員、児童・生徒、PTA ※死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
引受保険会社	共栄火災海上保険株式会社

### ▶保険期間

令和8年4月1日 午後4時  
～令和9年4月1日 午後4時

### ▶保険料

PTAが負担する保険料は以下の基準で算出されます。

- ・傷害補償保険料 1世帯あたり 69円
  - ・管理者賠償補償保険料 1児童・生徒あたり 8円
  - ・児童・生徒賠償補償保険料 1児童・生徒あたり 226円(オプション)
- (児童・生徒数の合計が1万人未満の場合は1児童・生徒あたり239円、2万人以上の場合は213円となります。)

## 1. 傷害補償

### PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険(PTA団体傷害保険)

#### □補償のあらまし

単位PTAまたはPTA連合会が企画・立案し主催・共催する行事・活動(自宅と行事会場との往復途上を含む)に参加中、被保険者の方がケガをされたり、偶然な外来の日射・熱射または食中毒による身体の障害を被り、医師の治療を受けた場合や、死亡した場合に保険金をお支払いします。

(注) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となる場合は、この保険で補償対象とはなりません。

補償内容	保険金額
死亡保険金	100万円(死亡・後遺障害保険金額)
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて4~100万円
入院保険金	入院1日につき 3,000円(180日限度)
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 3万円 ② ①以外の手術の場合 1.5万円
通院保険金	通院1日につき 2,000円(90日限度)

#### □対象となる事件事例

- ・PTA除草作業中、カマでケガをした。
- ・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- ・PTA行事参加の途上、交通事故によりケガをした。
- ・PTA行事参加中に、熱中症になった。
- ・PTA行事参加中に、食中毒になった。



## □ 保険金のお支払いについて(PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険※1)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
被保険者※2が、PTAの管理下※3においてPTAの行事※4に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、その直接の結果として下記の項目に該当した場合にそれぞれの保険金をお支払いします。		<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</li> <li>妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>戦争、内乱、暴動などによるケガ※8</li> <li>ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます)、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ</li> <li>むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※9のないものなど</li> </ul>
<b>死亡保険金</b>	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	
<b>後遺障害保険金</b>	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
<b>入院保険金</b>	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
<b>手術保険金</b>	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術※7を受けられた場合 次の金額をお支払いします。 ① 入院中※10に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
<b>通院保険金</b>	急激かつ偶然な外来の事故※5によりケガ※6をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位※9を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等※10を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- ※1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。
- ※2 「被保険者」とは、下記の者をいいます。  
① PTA会員  
② PTA会員の同居の親族(その学校に通学する児童・生徒を含みます。)  
③ PTA会員の代理としてそのPTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAにより認められている場合に限りです。
- ※3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。
- ※4 「PTAの行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。
- ※5 「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。  
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと  
○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの  
○外来性=身体の外からの作用によるもの  
<上記3項目に該当しない例>  
日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩震り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。
- ※6 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒・細菌性中毒およびウイルス性食中毒、熱中症(日射病、熱射病)を含みます。(食中毒補償特約、熱中症補償特約が付帯されています。)
- ※7 対象となる手術は次の①・②とします。  
① 公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。  
② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
- ※8 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。
- ※9 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- ※10 ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
- ※11 すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金の支払対象となりません。)

## 2. 管理者賠償責任補償

※管理者賠償責任補償のみご加入の場合は、PTA管理者特別約款が適用されます。

### 1 PTA 管理者賠償責任

#### □ 補償のあらまし

主催PTAの管理下<sup>(※1)</sup>にあるPTA活動<sup>(※2)</sup>の遂行に起因して生じた偶発の事故により、PTA会員または児童・生徒が他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	支 払 限 度 額	自己負担額 (免責金額) <sup>(※3)</sup>
対人事故の場合	1名につき 1億円限度 (1事故につき 1億円限度)	1事故につき 1,000円
対物事故の場合	1事故につき 1億円限度	1事故につき 1,000円

(※1) 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

(※2) 「PTA活動」とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則 (名称を問いません。 ) に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(※3) 1事故につき、自己負担額は、被保険者の負担になります。

#### □ 対象となる事故事例

- ・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。

### 2 PTA 借用スポーツ用具等賠償責任

#### □ 補償のあらまし

主催PTAの管理下<sup>(※1)</sup>にあるPTA活動<sup>(※2)</sup>のため、PTAが他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用、管理している間に、PTA会員および児童・生徒が損壊・紛失・盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	期間中支払限度額	自己負担額 (免責金額) <sup>(※3)</sup>
借用スポーツ用具・教育資材等	1事故10万円 期間中500万円	1事故につき 5,000円

(※1) 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

(※2) 「PTA活動」とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則 (名称を問いません。 ) に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(※3) 1事故につき、自己負担額は、被保険者の負担になります。

#### □ 対象となる事故事例

- ・PTAが借りた野球のバットを、取り扱い不注意で破損してしまった。

## 3. 児童・生徒賠償責任補償 **オプション**

※児童・生徒賠償責任補償 (オプション) にご加入の場合は、PTA特別約款が適用されます。

### 児童・生徒およびその法定監督義務者の賠償責任

#### □ 補償のあらまし

PTAの管理下・管理下外を問わず、PTAの児童・生徒が日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒または児童・生徒の法定の監督義務者 (親権者・後見人) が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	支 払 限 度 額	自己負担額 (免責金額)
対人・対物事故共通	1事故につき 1億円	なし

#### □ 対象となる事故事例

- ・PTAの児童が自転車で下校中に人にぶつかりケガをさせてしまった。

(注) 以下のような場合は保険金をお支払いできません。

- ・学校の管理責任下での賠償責任 (法律上、児童・生徒または児童・生徒の法定の監督義務者 (親権者・後見人) に責任がない場合)
- ・スポーツ (通常のルールの範囲) における参加者間の賠償責任 (法律上の賠償責任自体が発生しない場合)

\* ドッジボールやサッカー等のスポーツ中に他人の眼鏡を損壊させてしまったことに伴う賠償責任は補償対象外になることがあります。

## □ 保険金のお支払いについて

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
管理者賠償補償	<b>PTA管理者賠償責任</b> 主催PTAの管理下 <sup>(※)</sup> にあるPTA活動の遂行に起因して生じた偶発の事故により、他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。  (※) PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）の所有、使用または管理（借用を含む）に起因する賠償責任</li> <li>被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任</li> <li>被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任</li> <li>PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する賠償責任</li> <li>被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の損壊によって生じた賠償責任</li> </ul>
	<b>PTA借用スポーツ用具等賠償責任</b> PTA活動のためPTAが他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用、管理している間に、PTA会員および児童・生徒が損壊・紛失・盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	
児童・生徒賠償補償（オプション）	PTAの管理下、管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為に起因して他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAの児童・生徒またはその親権者およびその他の法定の監督義務者が法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の故意によって生じた賠償責任</li> <li>被保険者と他人との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</li> <li>戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任</li> <li>地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 など</li> </ul>

○詳細は、共栄火災にお問い合わせください。

## □ お支払いする保険金の種類〔2. 管理者賠償補償・3. 児童・生徒賠償補償 共通〕

保険金の種類		支払方法
損害賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
	② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
費用損害	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置に要した費用
	④ 争訟費用	訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

### 事故が発生した場合

- ▶PTA活動に起因し、事故が発生した場合は、すみやかに主催した役員ならびに単位PTA事務局へ申し出てください。
- ▶単位PTA事務局から三郷市PTA連合会へは、事故発生後、すみやかに報告してください。

#### <先取特権について>

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

### この制度についてのご質問、ご照会

取扱代理店へご照会ください。

#### 【取扱代理店】

#### 株式会社高千穂保険事務所

〒340-0023 埼玉県草加市谷塚町824-7  
 TEL 048-925-1655  
 FAX 048-925-4520  
 Eメール takachiho@myhoken.ne.jp

#### 【引受保険会社】

#### 共栄火災海上保険株式会社 京浜支店 新橋支社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
 TEL 03-3504-1431